

第6節 岡山県への事務委託

1 対応の経過

日付	内容
7月	
10日	・県及び自衛隊に災害廃棄物撤去業務の要請
31日	・水島地区の岡山県環境保全事業団水島処分場を二次仮置場として開設
8月	
20日	・玉島E地区フラワーフィールドを公費解体専用の仮置場として開設
28日	・倉敷市が事務委託及び補正予算の専決 ・倉敷市から岡山県へ事務委託の協議の申し出 ・岡山県が事務受託及び補正予算の専決 ・岡山県から倉敷市へ受託決定通知書の送付 ・玉島E地区フラワーフィールド及び二次仮置場の管理運営及びこれらに集積した災害廃棄物の処理を県に引き継ぎ
令和元年12月	
27日	・玉島E地区フラワーフィールドの閉鎖
令和2年4月	
16日	・事務委託した災害廃棄物の処理終了
12月	
31日	・岡山県への災害廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約の廃止

2 事務委託の概要

一次仮置場の容量がひっ迫していたため、県と協議のうえ、7月31日に公益財団法人岡山県環境保全事業団水島処分場の埋め立てが終了した最終処分場（第一処分場）を二次仮置場として開設した。また、8月20日には公費解体専用の仮置場として、玉島E地区フラワーフィールドを開設した。二次仮置場と玉島E地区フラワーフィールドは事業者に管理運営を委託した（第3節7参照）。

当分の間は、倉敷市が主体となり処理を進めていたが、二次仮置場に集積した膨大な量の災害廃棄物や、今後搬入される公費解体に伴う解体廃棄物について、関係者間で処分方針を協議し、地方自治法第252条14の1項の規定に基づき、この度の災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の一部を岡山県へ委託することとした。

平成30年8月28日に事務委託及び補正予算の専決を行い、岡山県へ事務委託の協議を申し出た。同日、岡山県で事務委託の受託及び補正予算の専決が行われ、県から倉敷市へ受託決定通知書が送付された。翌8月29日から、事務委託した災害廃棄物処理業務の一部について、県による処理が開始された。

民間	県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路脇や仮置場に集積した災害廃棄物の収集運搬・処分 ・ 仮置場の管理運営 ・ 公費解体（解体作業ほか） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次仮置場及び玉島E地区フラワーフィールドの管理運営 ・ 二次仮置場及び玉島E地区フラワーフィールドに集積した災害廃棄物の処分
倉敷市	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理事業実施主体 ・ 計画策定・進捗管理 ・ 玉島E地区フラワーフィールドを除く一次仮置場の管理運営 ・ 道路脇や仮置場に集積した災害廃棄物の収集運搬・処分 ・ 公費解体に係わる業務（受付・入札・解体・現地調査ほか） ・ 広報 	
ほか	

図 3.26 倉敷市、県、民間の業務の区分

3 事務委託の範囲

倉敷市と県で規約を締結し、事務委託の範囲は以下のとおりとした。

～規約 1 条抜粋～

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物の処理のうち、平成 30 年 7 月豪雨による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、運搬、再生、処分等に関する事務の管理及び執行

1 岡山県に委託する事務の範囲

- (1) 一次仮置場（フラワーフィールド（以下「FF」という））の管理及び運営（FFで受入れる災害廃棄物は被災した家屋の解体・撤去に伴い発生したものに限り）
- (2) 一次仮置場（FF）における災害廃棄物の処理（廃棄物処理施設及び二次仮置場への運搬を含む）
- (3) 二次仮置場（水島処分場（6ha（県に事務委託を行うまでの間に整備された設備の設置は除く）））の設置
- (4) 二次仮置場（水島処分場（6ha））における災害廃棄物中間処理施設（選別・破砕機等）の設置
- (5) 二次仮置場（水島処分場（1ha）、（4.4ha）、（6ha））の管理及び運営
- (6) 二次仮置場以降における災害廃棄物の処理（廃棄物処理施設への運搬を含む）
- (7) 処理終了後の二次仮置場の現状復旧

2 倉敷市の事務の範囲

- (1) 被災地からの災害廃棄物の撤去、収集及び運搬
- (2) 一次仮置場（FFを含む）の設置
- (3) 一次仮置場の管理及び運営（但し、FFについては、県に事務の委託を行うまでの間とする）
- (4) 一次仮置場（FFを除く）における災害廃棄物の処理（災害廃棄物処理施設及び二次仮置場への運搬を含む）
- (5) 一次仮置場（FFを含む）の現状復旧
- (6) 二次仮置場（水島処分場（1ha）、（4.4ha）、（6ha（県に事務の委託を行うまでの間に整備した設備の設置に限る）））の設置
- (7) 県に事務の委託を行うまでの間の一次仮置場（FFに限る）、二次仮置場（水島処分場（1ha）、（4.4ha））の管理及び運営
- (8) 倉敷市の一般廃棄物処理施設（一部事務組合及びPFI施設を含む）における岡山県によって処理された災害廃棄物の受け入れ
- (9) その他、従前から倉敷市の事務である災害廃棄物の処理全般（岡山県への委託事務を除く）